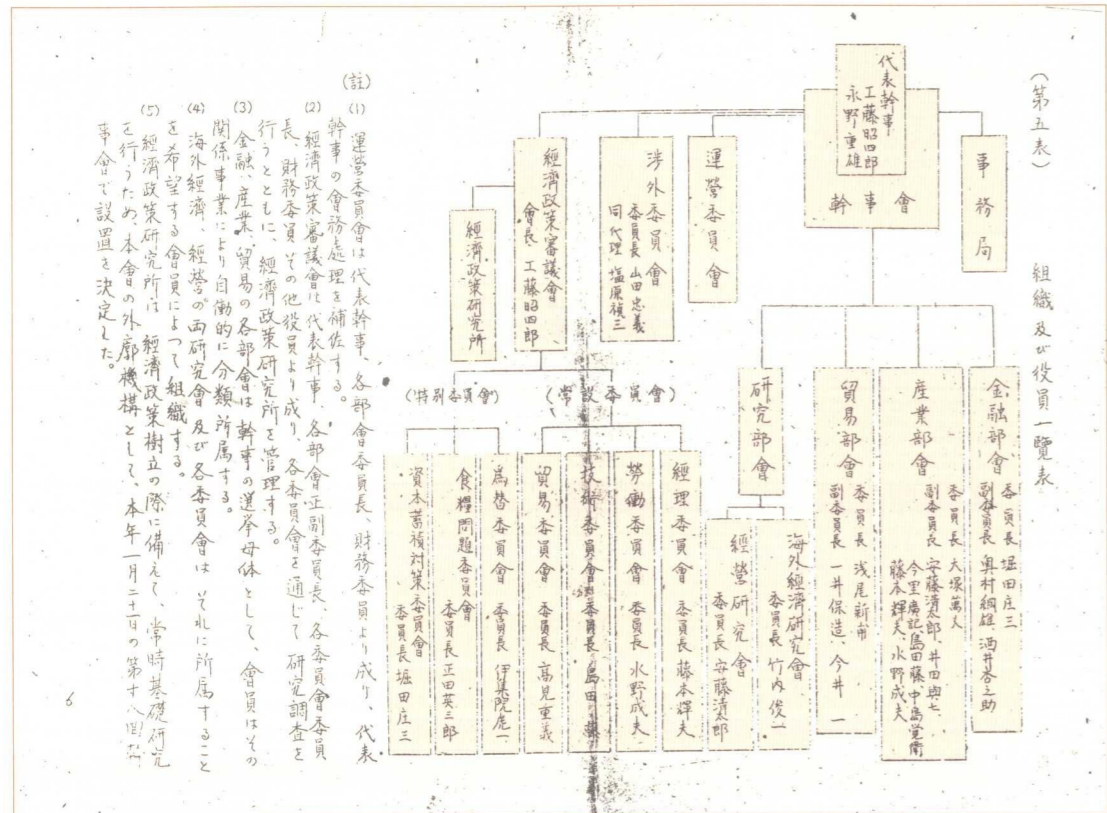




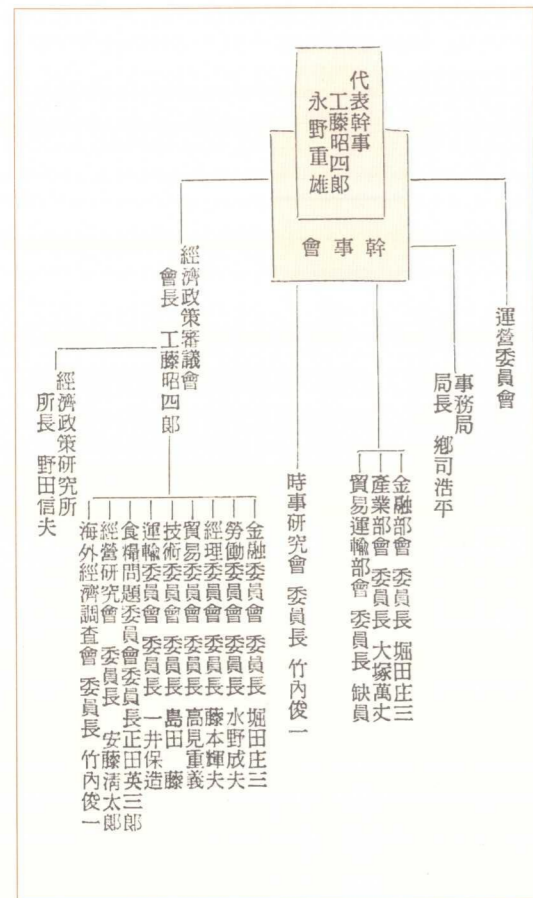
組 織 の 概 要

組織図の変遷

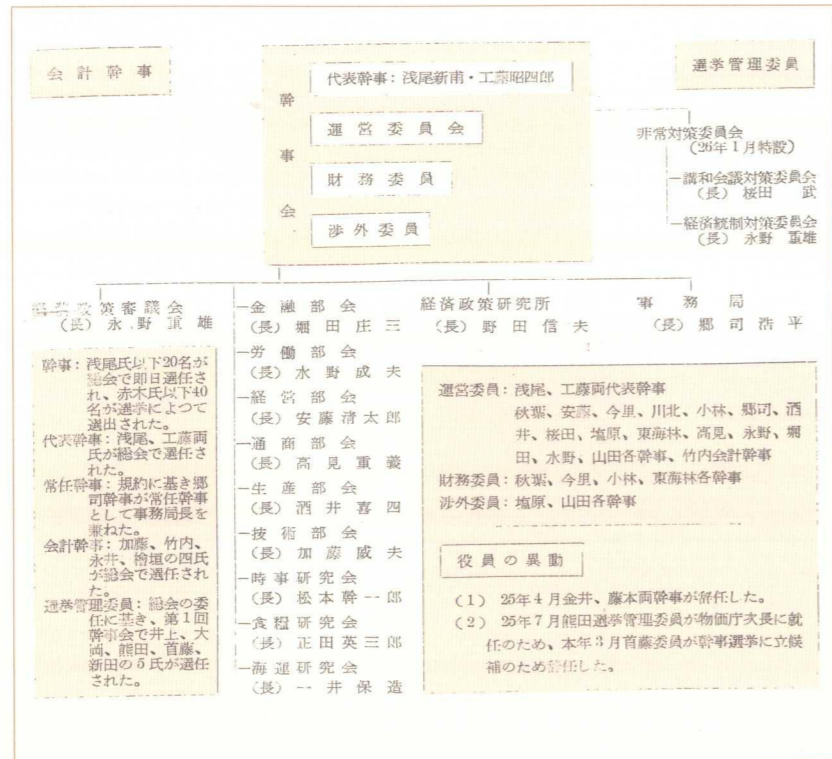
1948年度



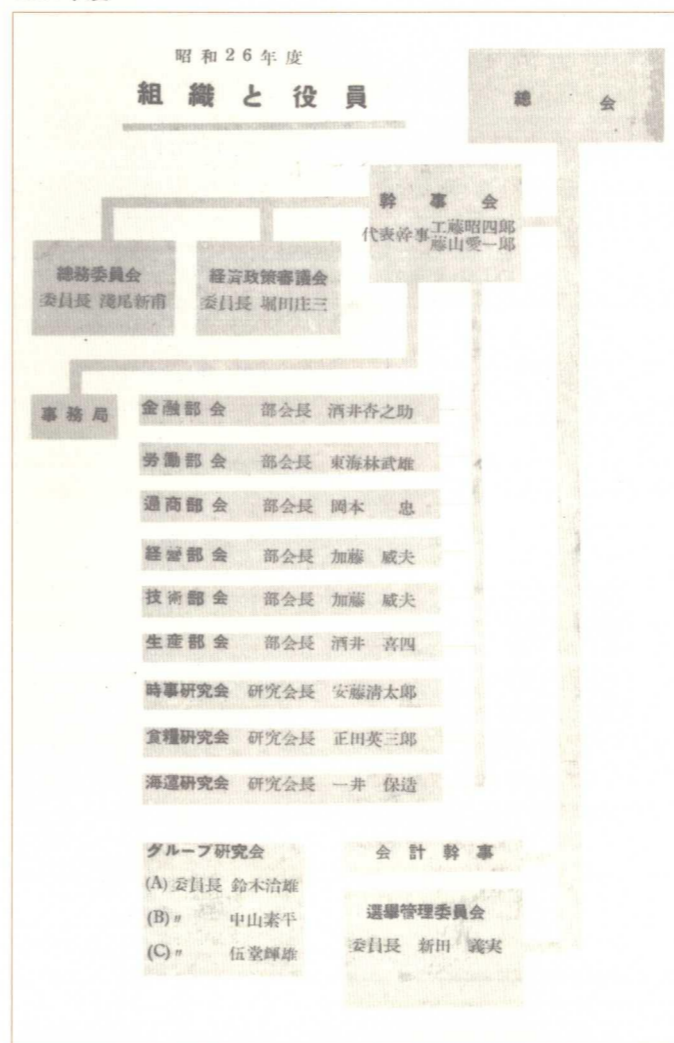
1949年度



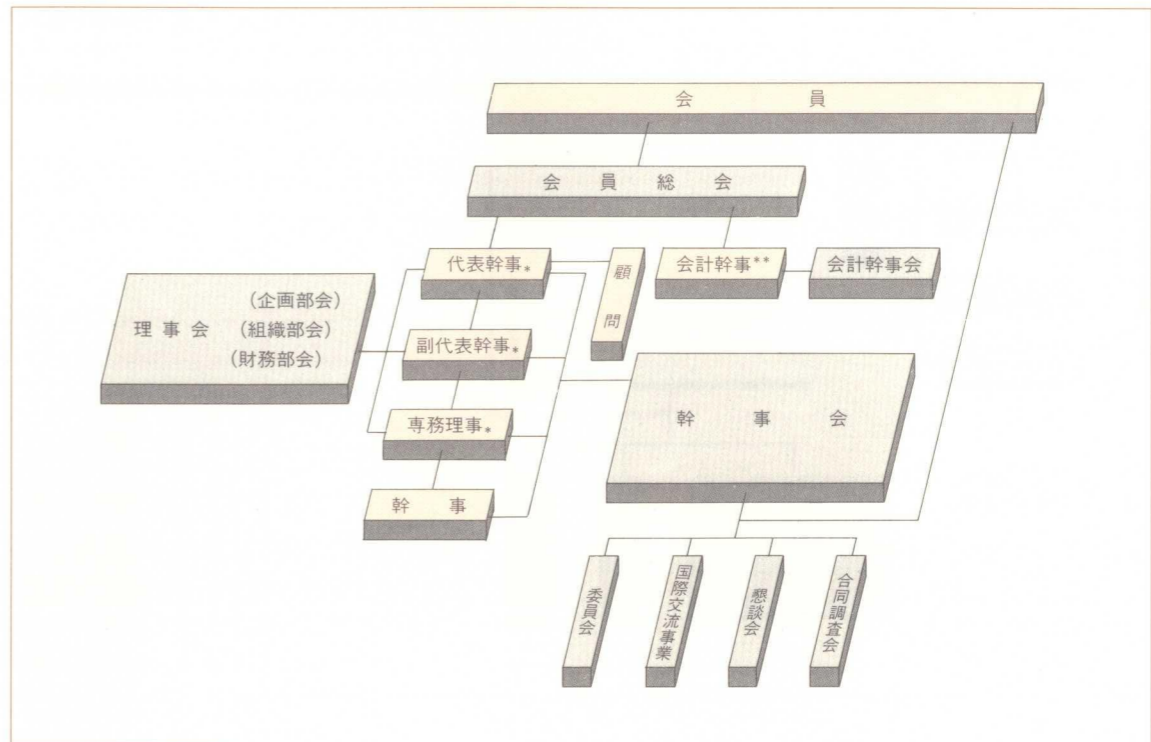
1950年度

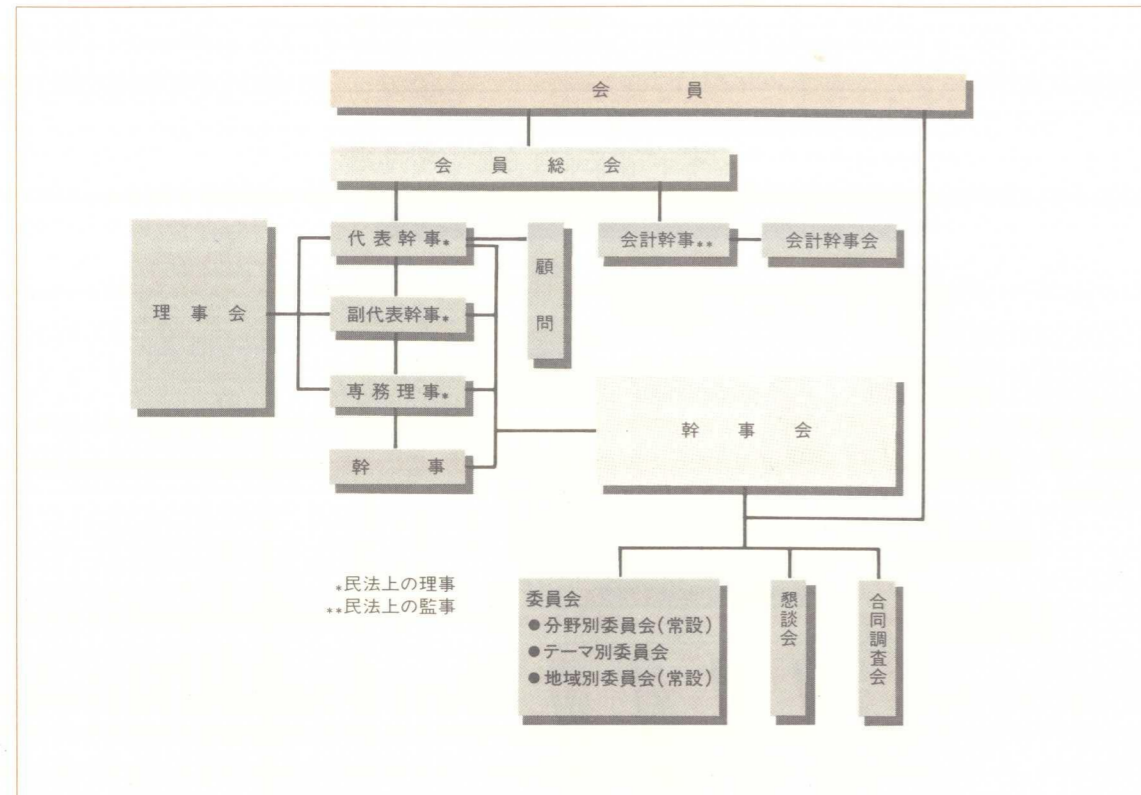
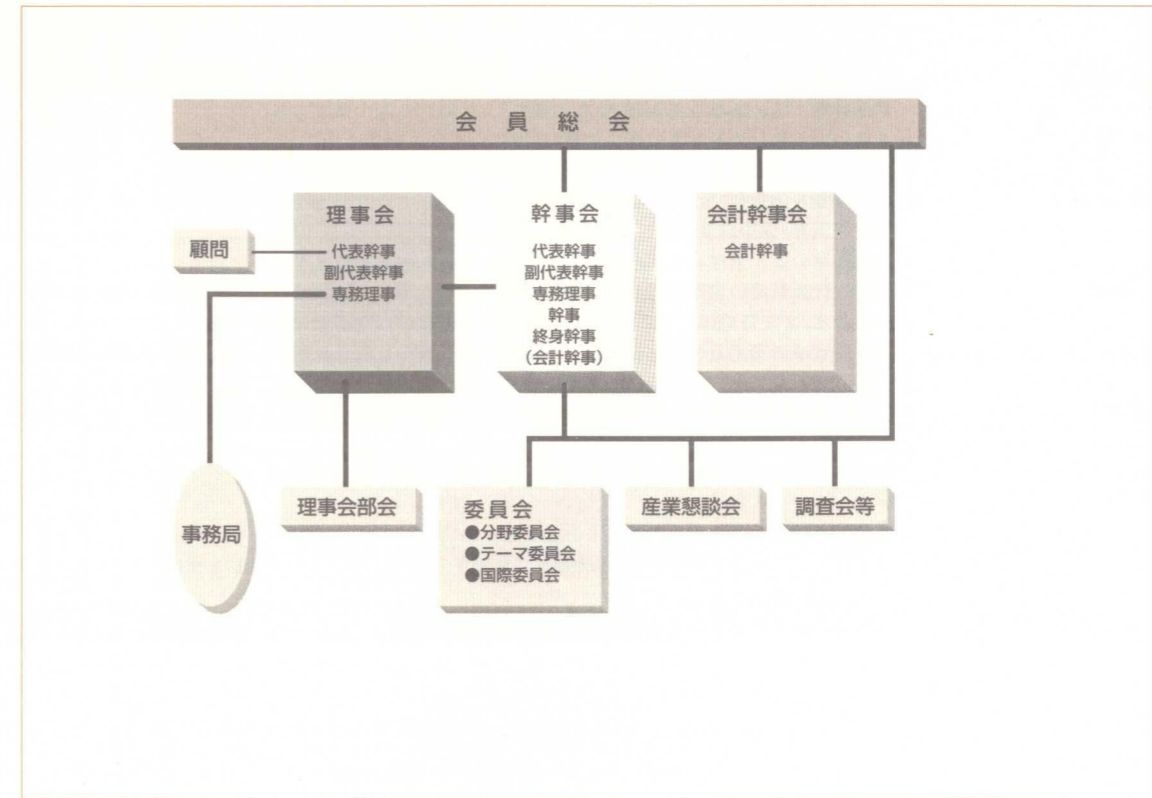
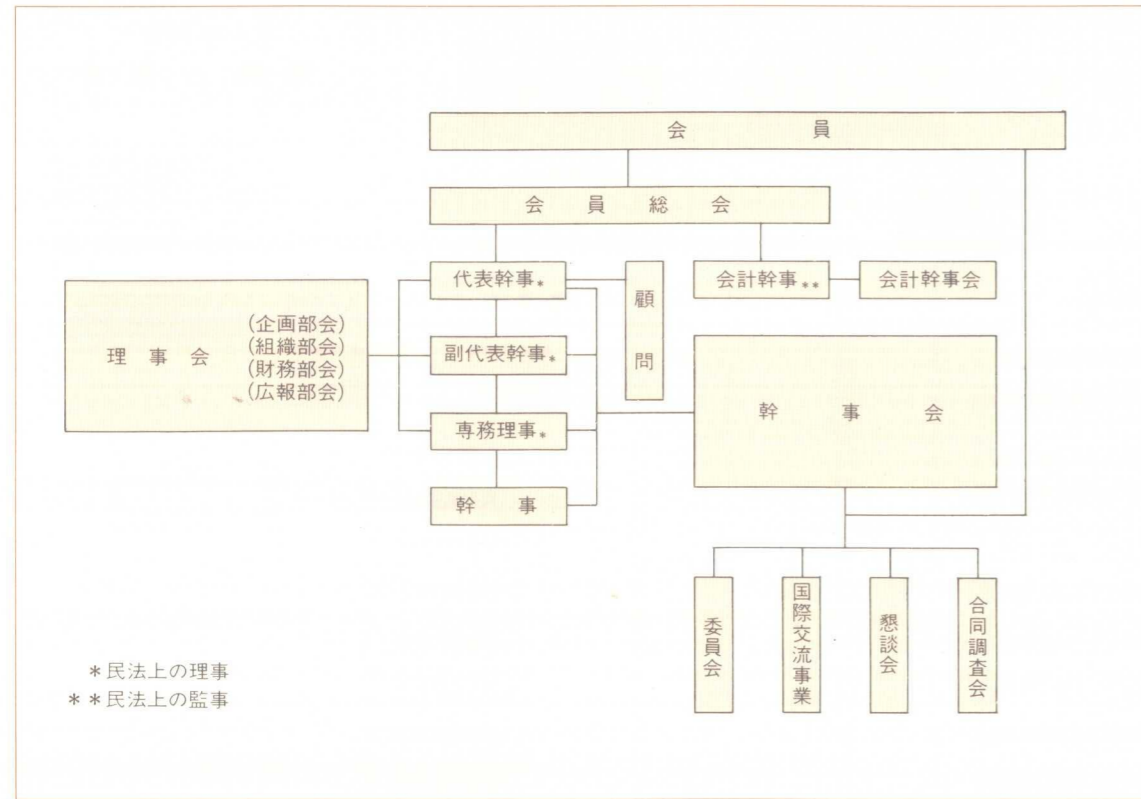


1951年度



1952年度





定款の主な変更経過

変更年月日		変更内容
1953(昭28) 9. 4	実施	
1960(昭35) 5. 26	幹事の定数	100名以内を120名以内に変更(定款第11条第1項第4号)
1963(昭38) 6. 4	幹事の定数	120名以内を150名以内に変更(定款第11条第1項第4号)
1964(昭39) 6. 19	副代表幹事制の創設	代表幹事を補佐して会務を掌理(定款第11条第1項第2号)する役員2名以上5名以内をおく。常任幹事1名とあるを専務理事1名に変更(定款第11条第1項第3号)
1967(昭42) 8. 14	専務理事制の採用 副代表幹事の定数 幹事の定数	2名以上5名以内を5名以内に変更(定款第11条第1項第2号) 150名以内を200名以内に変更(定款第11条第1項第4号)
1970(昭45) 9. 8	事業目的の一部変更	社会問題を追加(定款第2条第1, 2号) 海外経済界・国際経済団体との交流・協力を追加(定款第2条第3号)
1974(昭49) 9. 26	常務理事制の採用 顧問制度の明確化	専務理事のほか常務分掌の任にあたる役員若干名をおくものとする。(定款第11条第2項) 顧問は代表幹事の諮問に応じ、また代表幹事に対し、もしくは幹事会に出席し意見を述べる事ができる。また任期は2年とする。但し重任を妨げない。(定款第15条第3項)
	資金運用及び管理者の職務の明確化	本会の資産の運用及び管理は幹事会の指名する幹事がこれを総括して、代表幹事の職務を補佐する。(定款第31条)
1977(昭52)12. 23	幹事の定数	200名以内を250名以内に変更(定款第11条第1項第4号)
1981(昭56) 6. 12	副代表幹事の定数	5名以内を8名以内に変更(定款第11条第1項第2号)
1983(昭58) 9. 23	幹事の定数	250名以内を200名以上270名以内に変更(定款第11条第1項第4号)
1985(昭60) 6. 21	副代表幹事の定数 民法上の理事の選任方法の一部変更	8名以内を10名以内とする。(定款第11条第1項第2号) 会員以外の者を民法上の理事とする必要のある場合は2名を限度として、幹事会で選任する事を妨げない。但し当該幹事会開催後最初に開催する会員総会において承認を受けなければならない。(定款第16条)
1996(平 8) 8. 15	副代表幹事の定数	10名以内を12名以内とする(定款第11条第1項第2号)

現行定款 (1996年8月15日改正)

第1章 総則

第1条 本会は、経済人としての職能的立場から日本経済の進歩と安定に寄与し、併せて会員相互の啓発を図ることを目的とする。

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、左の事業を行う。

1. 経済・社会問題に関する調査、研究。
2. 経済政策・社会問題に関する審議、立案、建議。
3. 海外経済界・国際経済団体との交流、協力。
4. 会報発行、前各号に係る出版。
5. その他、本会の目的達成に必要な事業。

第3条 本会は、社団法人経済同友会と称する。

第4条 本会の事業所は、東京都千代田区におく。

第2章 会員

第5条 本会は、本会の趣旨に賛同する進歩的な企業経営者及び経済団体役員をもって構成する。

2 本会は、本会の趣旨に賛同し、本会の活動に寄与する学識経験者を特別会員とすることができる。

3 会員及び特別会員の入会については、幹事会が決する。

第6条 会員は、所定の入会金及び会費を納めなければならない。

2 特別会員については、前項の規定は適用しない。

第7条 会員は、各1個の議決権を有する。

2 会員は、議決権の行使を会員以外の者に委任することはできない。

3 特別会員は、議決権を有しない。

第8条 会員たるの地位は、他の者に移転することはできない。

第9条 会員は、左の場合に退会するものとする。

1. 退会の届出
2. 本人の死亡
3. 除名の決議

2 会員が退会したときは、会員の本会に対する権利及び義務は消滅するものとする。

3 会員が所定の会費を納入しないときは、幹事会の決議により退会したものと看做すことができる。

第10条 会員が本会の名誉を毀損したときは、幹事会の決議により除名することができる。

第3章 役員

第11条 本会に左の役員をおく。

- | | |
|----------|--------------|
| 1. 代表幹事 | 1名 |
| 2. 副代表幹事 | 12名以内 |
| 3. 専務理事 | 1名 |
| 4. 幹事 | 200名以上270名以内 |
| 5. 会計幹事 | 7名以内 |

2 前項第3号の役員のほか、常務分掌の任にあたる役員若干名をおくものとする。

3 会計幹事は他の役員を兼ねることができない。

第12条 役員は任期は2年とする。但し、重任を妨げない。

第13条 第11条第1項に掲げる役員のうち、代表幹事、副代表幹事及び専務理事は、民法上の理事とする。

2 第11条第1項に掲げる役員のうち、会計幹事は、民法上の監事とする。

第14条 代表幹事は、本会を代表して、会務を総理する。

2 副代表幹事は、別に定めるところに従い、代表幹事を補佐して、会務を掌理する。

3 専務理事は、別に定めるところに従い、代表幹事、副代表幹事を補佐して、常時会務を処理する。

4 第11条第2項の役員は、別に定めるところによるものとする。

第15条 本会に顧問をおくことができる。

2 顧問は幹事会の推薦に基き代表幹事が委嘱する。

3 顧問は代表幹事の諮問に応じ、または代表幹事に対し、もしくは幹事会に出席して、意見を述べる事ができる。

4 顧問の任期については、第12条の規定を準用する。

第4章 役員を選任

第16条 代表幹事、副代表幹事、専務理事及び会計幹事は、会員総会において会員中から選任する。

但し、会員以外の者を本会の民法上の理事とする必要のある場合は、2名を限度として、幹事会において選任することを妨げない。

この場合、当該幹事会開催後最初に開催する会員総会において承認を受けなければならない。

第17条 幹事は、会員による選挙もしくは会員総会において定める方法により選任する。

2 代表幹事であった者及び別に定める規定に該当する者は前項の規定にかかわらず、幹事となるものとする。但し、第11条第1項第4号及び第12条本文の規定は適用しない。

第18条 代表幹事、副代表幹事及び専務理事に欠員を生じたときは、幹事会の議決によりすみやかに後任者を選任するものとする。

2 前項の場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項の規定により後任者を選任したときは、最近の会員総会に報告しなければならない。

第19条 役員は任期の満了の場合において、前任者は後任者の就任するとき迄は、引続きその地位を保有するものとする。

第20条 本定款に定める場合の外、役員を選任に関し必要な規程は、別に定める。

第5章 会議

第21条 会員総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年1回、4月に開催する。

3 臨時総会は、左の場合に開催する。

1. 会員総数の1/5以上から開催の請求がなされたとき
2. 幹事総数の1/3以上から開催の請求がなされたとき
3. 代表幹事が招集する必要を認めたとき
4. 会員総会は、書面をもって代表幹事が招集する。
5. 会員総会の議長は、総会毎に選任する。

第22条 左の事項は、会員総会の決議を必要とする。

1. 定款の変更
2. 入会金及び会費の金額及び徴収方法
3. 収支予算及び決算
4. 役員を選任に関する事項

5. 資産運用及び管理の基本方針に関する事項

6. 本会の解散及び残余財産処分の方法

7. その他、本会運営の基本的事項

第23条 会員総会は、会員の1/3以上が出席しなければ開くことができない。

2 会員が書面をもって議決に加わる場合は、当該会員は出席者と看做す。

第24条 会員総会の議決は、出席会員の過半数の同意を必要とする。但し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 左の事項に係る議決は、前項の規定にかかわらず会員の過半数が出席し、出席会員の1/4以上の同意を経て、主務官庁の認可(残余財産処分の場合は許可)を必要とする。

1. 定款の変更
2. 本会の解散及び残余財産処分の方法

第25条 代表幹事、副代表幹事、専務理事及び幹事は、幹事会を構成して会務を決する。

2 幹事会は、別に定めるところにより毎月開催する。

3 代表幹事が必要と認めるときは、臨時に幹事会を招集することができる。

4 幹事会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

5 前項に規定する同意には、民法上の理事のうち、少くとも半数の同意が含まれていなければならない。

第26条 第10条に規定する会員の除名及び第18条第1項に規定する代表幹事、副代表幹事及び専務理事の欠員補充に係る幹事会の議決は、前条第4項の規定にかかわらず幹事会を構成する者が過半数出席し、出席者の1/3以上の同意を必要とする。

第27条 会計幹事は、会計幹事会を構成し、本会資産の運用方法並びにその状況及び本会の事業の状況を監査する。

2 会計幹事は、必要と認めるときは、前項に係る事項について会員総会又は幹事会に出席し、意見を述べる事ができる。

3 会計幹事会の議決を必要とする場合は、会計幹事総数の過半数の同意を必要とする。

第6章 事務局

第28条 本会は、事務を処理するため、事務局をおく。

2 事務局及び事務局員に関し必要な規程は別に定める。

第7章 資産及び会計

第29条 本会の経費は、入会金、会費及び基金より生ずる収入等をもってあてる。

第30条 本会は、本会の財政確立のため、基金を有する。

第31条 本会の資産の運用及び管理については、幹事会の指名する幹事がこれを総括して、代表幹事の職務を補佐する。

第32条 会員総会に提出する決算書類は、公認会計士に委嘱し、外部監査をうけた上会計幹事会の意見を附するものとする。

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第34条 本定款に定める場合の外、経理に関し必要な規程は別に定める。

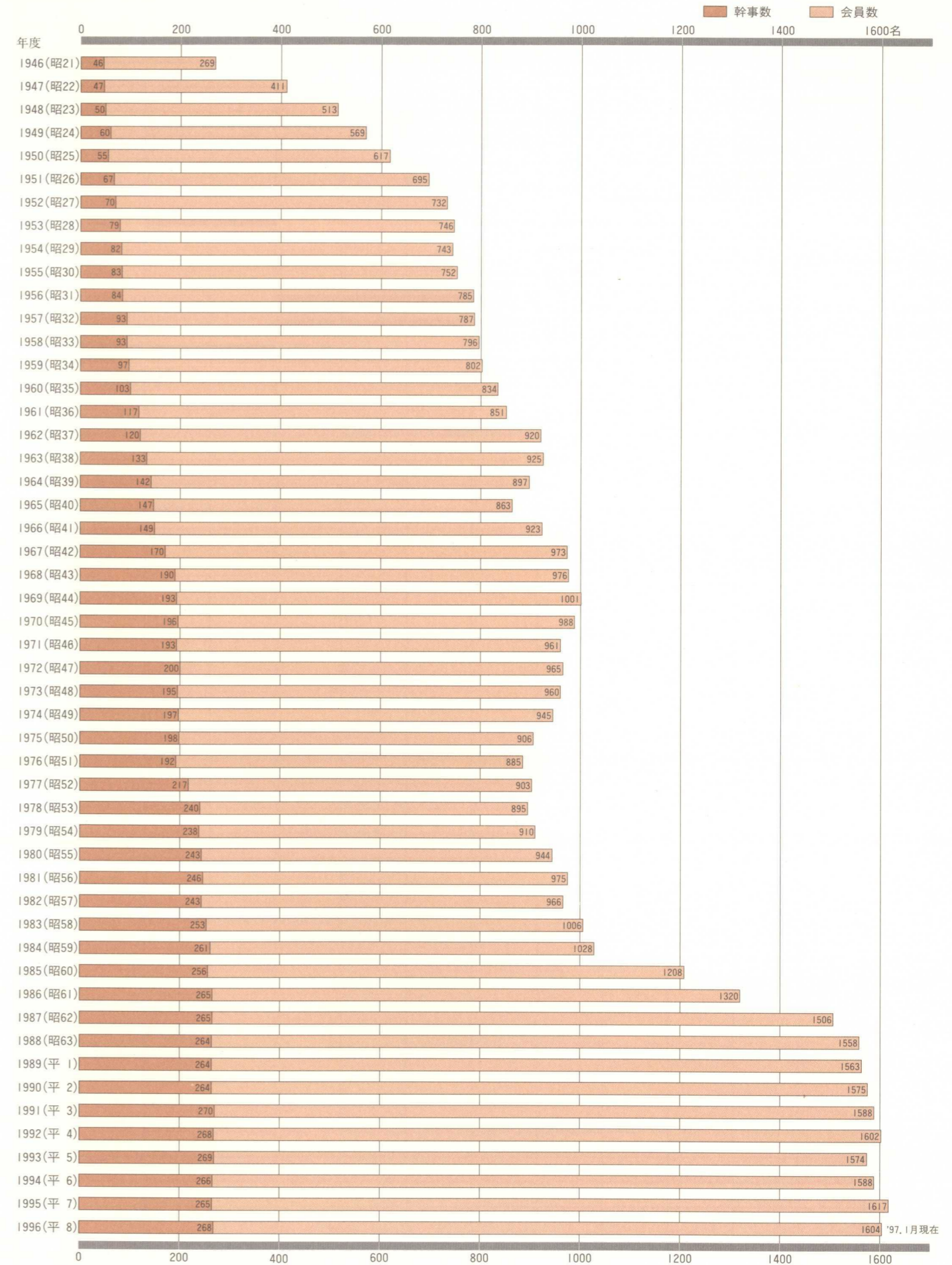
財政の推移

(単位: 万円)

年度	予算規模	決算規模		会費収入			維持会費		賛助会費	研究会費	
		人件費	事業費	通常会費	1人当たり(円)	幹事1人当たり(円)					
1946(昭21)	44.9	27.6(17.3)	12.8	42.4	4.9	200	-	-	37.5	-	
1947(昭22)	96.2	83.8(12.4)	51.1	78.5	17.3	500	-	-	61.2	-	
1948(昭23)	329.6	257.8(71.8)	131.7	243.5	46.8	1,000	-	-	196.7	-	
1949(昭24)	455.5	375(80.5)	105.6	400.8	153.3	3,000	-	-	247.5	-	
1950(昭25)	523.1	484.3(38.8)	162.6	462	174.9	5,000	-	-	287.1	-	
1951(昭26)	854.6	792(62.6)	231	730.4	397.9	6,000	-	-	332.5	-	
1952(昭27)	895.7	900.7(△5)	318.2	806.4	423.9	6,000	382.5	(予算に応じ徴収)	-	-	
1953(昭28)	1,163.1	1,099.8(63.3)	324.9	930	444	6,000	486	//	-	-	
1954(昭29)	1,155	1,122.4(32.6)	421.6	938.4	440.4	6,000	498	//	-	-	
1955(昭30)	1,185	1,200.6(△15.6)	435.1	953.4	431.4	6,000	522	//	-	-	
1956(昭31)	1,269.4	1,310.2(△40.8)	442.8	1,141.4	598.4	8,000	543	//	-	-	
1957(昭32)	1,373.6	1,460.1(△86.5)	498	1,201.6	607.6	8,000	594	//	-	-	
1958(昭33)	1,395.9	1,552.6(△156.7)	545.8	1,262.6	629.6	8,000	633	//	-	-	
1959(昭34)	1,459	1,532.2(△73.2)	574.2	1,295	632	8,000	663	//	-	-	
1960(昭35)	2,180	2,255.1(△75.1)	797.2	1,407	669	8,000	738	60,000	-	-	
1961(昭36)	2,745	2,750(△5)	935	1,651	847	8,000(臨時2,000)	804	60,000	-	-	
1962(昭37)	3,610	3,866(△256)	1,362	2,704	1,114	12,000	1,590	120,000	-	-	
1963(昭38)	4,120	4,794(△674)	1,552	2,883	1,137	12,000	1,746	120,000	-	-	
1964(昭39)	4,740	5,143(△403)	1,901	3,242	1,095	12,000	1,896	120,000	-	140	
1965(昭40)	5,235	5,338(△103)	2,157	3,400	1,022	12,000	1,872	120,000	-	506	
1966(昭41)	5,550	5,760(△210)	2,369	3,391	4,374	1,127	12,000	1,968	120,000	1,279	
1967(昭42)	6,250	6,589(△339)	2,499	4,090	4,930	1,132	12,000	2,728	120,000	1,070	
1968(昭43)	6,570	6,982(△412)	2,856	4,126	5,333	1,160	12,000	3,124	120,000	1,049	
1969(昭44)	7,300	8,497(△1,197)	3,186	5,311	6,296	1,189	12,000	3,149	120,000	865	1,093
1970(昭45)	9,400	9,694(△294)	3,839	5,855	8,358	1,979	20,000	4,219	200,000	1,040	1,120
1971(昭46)	10,500	10,990(△490)	4,409	6,581	9,364	1,957	20,000	4,403	200,000	1,770	1,234
1972(昭47)	11,400	11,579(△179)	4,843	6,736	9,900	1,944	20,000	4,320	200,000	1,920	1,716
1973(昭48)	13,300	13,465(△165)	5,812	7,653	10,497	1,951	20,000	4,310	200,000	2,660	1,576
1974(昭49)	15,300	15,784(△484)	7,412	8,372	12,773	2,872	30,000	4,260	200,000	3,950	1,691
1975(昭50)	17,300	17,384(△84)	8,032	9,352	14,173	2,821	30,000	4,310	200,000	3,920	3,122
1976(昭51)	18,500	18,596(△96)	8,372	10,224	15,129	2,715	30,000	4,310	200,000	4,850	3,254
1977(昭52)	20,500	21,160(△660)	9,773	11,387	17,529	2,763	30,000	5,888	250,000	5,390	3,488
1978(昭53)	22,600	21,691(909)	9,624	12,067	20,994	4,474	50,000	6,612	250,000	6,240	3,668
1979(昭54)	23,500	23,361(139)	11,089	12,272	21,779	4,671	50,000	6,487	250,000	6,400	4,221
1980(昭55)	25,220	25,194(26)	11,968	13,226	23,089	4,980	50,000	6,725	250,000	6,870	4,514
1981(昭56)	27,000	26,801(199)	12,715	14,086	23,910	5,033	50,000	6,737	250,000	7,510	4,630
1982(昭57)	28,770	28,423(347)	13,730	14,693	26,681	6,898	70,000	6,837	250,000	8,120	4,826
1983(昭58)	31,300	30,545(755)	15,382	15,163	28,215	7,248	70,000	7,075	250,000	8,410	5,482
1984(昭59)	32,400	31,923(477)	15,897	16,026	30,224	7,364	70,000	8,562	300,000	8,630	5,668
1985(昭60)	33,370	37,093(△3,723)	16,962	20,131	33,510	8,519	70,000	8,610	300,000	9,585	6,796
1986(昭61)	40,300	40,828(△528)	18,422	22,406	38,740	13,222	100,000	8,520	300,000	9,940	7,058
1987(昭62)	45,400	44,839(561)	20,495	24,344	46,712	14,627	100,000	11,320	400,000	10,410	10,355
1988(昭63)	49,800	50,986(△1,186)	21,468	29,518	48,559	15,890	100,000	11,300	400,000	10,470	10,899
1989(平1)	55,530	54,024(1,506)	23,029	30,995	59,066	24,030	150,000	11,520	400,000	11,350	12,166
1990(平2)	60,400	60,064(336)	26,798	33,266	58,761	24,153	150,000	11,480	400,000	11,450	11,678
1991(平3)	67,350	66,915(435)	29,194	37,721	60,179	24,225	150,000	11,360	400,000	11,760	12,834
1992(平4)	73,700	72,389(1,311)	32,775	39,614	78,094	39,820	250,000	14,250	500,000	11,910	12,114
1993(平5)	85,290	82,051(3,239)	33,424	48,627	78,187	39,892	250,000	14,450	500,000	11,750	12,095
1994(平6)	88,000	84,242(3,758)	33,306	50,936	77,675	39,938	250,000	13,950	500,000	11,830	11,957
1995(平7)	86,850	80,537(6,313)	34,648	45,889	79,508	40,550	250,000	14,200	500,000	11,870	12,888
1996(平8)	88,350	-	-	-	-	250,000	-	500,000	-	-	-

注) 1952年度～1968年度の賛助会費は徴収せず

会員の推移



'97.1月現在

正副代表幹事・専務理事在任一覧

■ = 代表幹事 □ = 副代表幹事 ▨ = 専務理事

年度 就任日	1946(昭21) 4.30	1947(昭22) 4.2	1948(昭23) 4.14	1949(昭24) 4.26	1950(昭25) 4.13	1951(昭26) 4.13	1952(昭27) 4.9	1953(昭28) 4.8	1954(昭29) 4.9	1955(昭30) 4.8	1956(昭31) 4.13	1957(昭32) 4.13	1958(昭33) 4.11
諸井貫一	■												
帆足 計	■												
郷司浩平	■				▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨
大塚萬丈	■												
堀田庄三	■												
永野重雄	■				■	■	■	■	■	■	■	■	■
工藤昭四郎					■	■	■	■	■	■	■	■	■
浅尾新甫						■	■	■	■	■	■	■	■
藤山愛一郎						■	■	■	■	■	■	■	■
東海林武雄							■	■	■	■	■	■	■
山際正道							■	■	■	■	■	■	■
岸 道三									■	■	■	■	■
中山泰平											■	■	■
井上英熙												■	■
岩佐凱貴													■
山下静一													■

注)1. 昭和21～22年度は代表幹事を当番幹事と呼称 2. 役員の就任は毎年度通常総会において決定される。但し、'47～'49年度は第1回幹事会において決定
3. 専務理事職は、昭和25年度から昭和41年度までは「常任幹事」

年度 就任日	1959(昭34) 4.8	1960(昭35) 4.8	1961(昭36) 4.21	1962(昭37) 4.13	1963(昭38) 4.12	1964(昭39) 4.14	1965(昭40) 4.15	1966(昭41) 4.15	1967(昭42) 4.14	1968(昭43) 4.11	1969(昭44) 4.16	1970(昭45) 4.16	1971(昭46) 4.14	1972(昭47) 4.12
木川田一隆	■					■	■	■	■	■	■	■	■	■
水上達三						■	■	■	■	■	■	■	■	■
二宮善基						■	■	■	■	■	■	■	■	■
藤井丙午						■	■	■	■	■	■	■	■	■
佐々木直						■	■	■	■	■	■	■	■	■
山中 宏						■	■	■	■	■	■	■	■	■
金成増彦						■	■	■	■	■	■	■	■	■
井深 大						■	■	■	■	■	■	■	■	■
伍堂輝雄						■	■	■	■	■	■	■	■	■
梶浦英夫								■	■	■	■	■	■	■
篠島秀雄								■	■	■	■	■	■	■
鈴木治雄								■	■	■	■	■	■	■
長谷川周重										■	■	■	■	■
湊 守篤												■	■	8.21逝去
中島正樹													■	■
河合良一														■

